

土木交通委員会(7月2日) 田口一登委員長・藤井ひろき議員

市営有料自転車駐輪場を民営化

指定管理の市営駐輪場と歩道の民営許可駐輪場などに

名古屋市は7月2日、土木交通委員会で有料自転車駐輪場の管理運営を民営化し、利用料金の柔軟化を検討していると説明しました。

放置車両対策が始まり

名古屋市は深刻な放置自転車対策として放置禁止区域の指定や無料自転車駐車場の設置などで一定の成果がありましたが、集中する自転車に対応できず、自転車の近距離利用の抑制と適正利用などを目的に有料化がすすめられてきました。当初は放置自転車の駅から有料化されましたが、有料自転車駐車場整備5カ年計画により一層の有料化が進んでいます。放置禁止区域は102駅、90駅に有料駐輪場が設置されています。市営駐輪場だけの駅が61駅、道路占用許可による民間駐輪場(許可駐輪場)だけの駅が13駅、両社が併設されて

いる駅が16駅あります。料金は1回100円・定期2000円となっています。

「遠い・不便」「近い・便利」などの条件で柔軟な料金に？

料金が一律なので、利便性の高いところに集中し、おさまきらないための放置や不正利用が発生し、市民などから料金設定の柔軟化や利便性の向上、割引拡大などの意見が出ています。

機械化経費はすべて業者負担

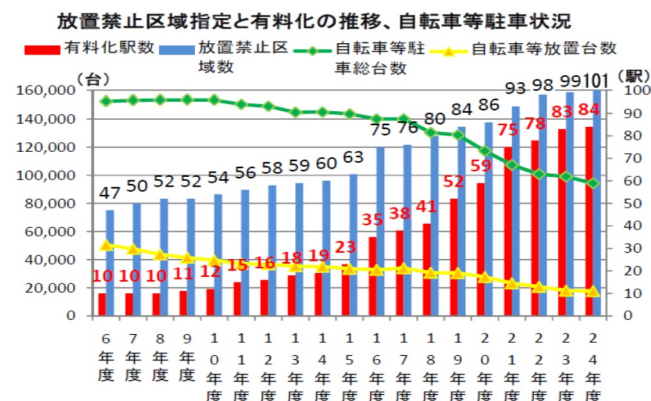
市営駐輪場の料金徴収機は単一料金しか収受できず、改修には膨大な費用がかかるので、利用料金制の指定管理者制度にして機器を更新してもらうという提案がされました。できるものは許可駐輪場に変え、市営駐輪場は指定管理で料金の柔軟化を図るというものです。

大多数は現行料金のまま

藤井議員は「柔軟な料金といいつつ、大多数は現行料金のままというが、機器の更新料などに負担がかかり値上げるのではないかと」ただし、「条例で料金を定めたい。安く設定できるようにしたい。指定管理の場合は地価と料金は連動しない」と答えました。

指定管理制度の導入による収支イメージ

【現在】 → 【指定管理】



今後の管理運営方針

現在の管理運営形態	→	今後の管理運営形態
- 市営業務委託 - 市営業務委託+道路占用許可 - 道路占用許可		- 指定管理 - 指定管理+道路占用許可 - 道路占用許可

管理運営費の内訳

費用の種類	負担の内訳
日常管理運営費	- 委託(人件費) - 委託(その他) - 物件費(消耗品等) - 日常小規模修繕費
料金徴収機の更新費及びその日常物件費	料金による利用者負担 100%
借地料(土地の賃借)	市税負担 100%
施設大規模修繕・更新費	
建設費(用地取得費含む)	

料金が賄われるべき費用

現状	新料金体系
日常管理運営費	- 料金徴収機更新費 - 料金徴収機日常物件費 - 日常管理運営費

支出

財源

指定管理者の支出

料金収入

支出	財源	指定管理者の支出	料金収入
- 小規模修繕費 - 物件費(消耗品等) - 委託(その他) - 委託(人件費)	- 市税 (一律100円を基準とした料金) - 収入	- 小規模修繕費 - 消耗品等 - その他 - 料金徴収機の更新及びその日常物件費 - 人件費	- その他の利用促進効果 - 柔軟な料金の採用による効果 (大多数は現行の100円を基準とした料金) - 収入